

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) 形態	接続インタフェースごとにインタフェース種別を区分した概念形態ごとの接続条件は技術的条件集別表1を参照
(2) 分類	<p>接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置系番号：番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類2 国際系番号：番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する国際系事業者が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類3 端末系番号：番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類4 携帯・自動車電話系番号：番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を有する携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類5 削除</p> <p>分類6 削除</p> <p>分類7 無線呼出し系番号：番号規則別表第5号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類8 非設置系番号：番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する事業者（以下「非設置事業者」といいます。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類9 IP電話(050C～K)番号：IP電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号（番号規則別表第6号に規定するものをいいます。）</p>
(3) 発信種別	<p>形態17-2において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念</p> <p>発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表1及び別表2を参照</p> <p>発信種別1：当社が課金を行うための情報を決定し利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類3、分類9に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。）</p> <p>発信種別2：協定事業者が課金を行うための情報を決定し利用者料金の</p>

	<p>課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類1、分類2、分類8に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は26桁とします。）</p> <p>発信種別3：加入電話等からの発信時には、協定事業者が課金を行うための情報を決定し利用者料金の課金と回収を行い、公衆電話からの発信時には、協定事業者網から課金のための情報を受信し、当社が利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類2に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は26桁とします。）</p> <p>発信種別4：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類4、分類6、分類7に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。）</p>
(4) 国際公衆電気通信番号等	国際電気通信連合条約に基づく勧告（国際公衆電気通信番号計画）に準拠した電気通信番号
(5) 端末回線線端接続	当社の端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める端末回線の線端を介して接続する形態
(6) 端末回線接続	当社の端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める端末回線を収容する伝送装置を介して接続する形態
(7) 削除	削除
(8) 削除	削除
(9) 専用線接続	専用回線ノード装置と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置において接続する形態
(10) 削除	削除
(11) 削除	削除
(12) 削除	削除
(13) 削除	削除
(14) 削除	削除
(15) 削除	削除
(16) 削除	削除
(17) 削除	削除
(18) 削除	削除
(19) 削除	削除
(20) 削除	削除
(21) 削除	削除
(22) 削除	削除
(23) 削除	削除

(23)の2 削除	削除
(24) 番号案内データベース接続インタフェース	協定事業者が番号案内データベース接続する時に適用するインタフェース種別
(25) 削除	削除
(26) 網	通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信設備の集合体
(27) 削除	削除
(28) 削除	削除
(29) 削除	削除
(30) 削除	削除
(31) 削除	削除
(32) 削除	削除
(33) 削除	削除
(34) 削除	削除
(35) 削除	削除
(36) 削除	削除
(37) 削除	削除
(38) 削除	削除
(39) 発側網	一つの網への入接続時にその網より前位にある網
(40) 着側網	一つの網への入接続時のその網及びその網より後位にある網
(41) 当社端末機器	当社網に直接収容される端末機器
(42) 特定端末系事業者端末機器	特定端末系事業者網に直接収容される端末機器
(43) 端末系端末機器	端末系番号を有する端末機器
(44) 削除	削除
(45) 国際系端末機器	国際公衆電気通信番号等を有する端末機器
(46) 携帯・自動車電話系端末機器	携帯・自動車電話系番号を有する端末機器
(47) 削除	削除
(48) 削除	削除
(49) 削除	削除
(50) 一般接続	端末回線種別により識別し、発信者電話番号と契約者番号が異なる場合、契約者番号を転送する接続
(51) 特殊接続	端末回線種別により識別し、契約者番号を転送しない接続
(52) CAコード	電気通信事業者共通の単位料金区域（Charge Area）に与えられた5桁の識別コード
(53) 削除	削除
(54) TTC標準	社団法人電信電話技術委員会（TTC）において制定された標準の総称
(55) 削除	削除
(56) 削除	削除
(57) 削除	削除

(58) 削除	削除
(59) 削除	削除
(60) 削除	削除
(61) 削除	削除
(62) 削除	削除
(63) 削除	削除
(64) 削除	削除
(65) 削除	削除
(66) 削除	削除
(67) 削除	削除
(68) 削除	削除
(69) 削除	削除
(70) 削除	削除
(71) 災害時伝言ダイヤル接続機能	当社及び特定端末系事業者の契約約款等に規定する災害用伝言ダイヤル通話に接続する機能
(72) 削除	削除
(73) 削除	削除
(74) 削除	削除
(75) 削除	削除
(76) 削除	削除
(77) 電報接続機能	当社の契約約款に定める電報サービスに接続する機能
(78) 削除	削除
(79) 削除	削除
(80) 削除	削除
(81) 削除	削除
(82) 削除	削除
(83) 削除	削除
(84) 端末回線MD F 接続	当社の端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所にするMD F 又は通信用建物内に設置するスプリッタにおいて接続する形態
(85) 端末回線加入者交換機接続	加入者交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所にする加入者交換機の他事業者設置スプリッタ側を介して接続する形態
(86) TCM回線	1対のメタルケーブル内で同期し、信号の伝送方向（上り／下り）を交互に動作させる時分割方向制御伝送方式を用いた回線
(87) 削除	削除
(88) 光信号端末回線接続	光信号端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所にする加入者光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態

(89) 一般光信号中継回線接続	一般光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所にて定める一般中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(90) 光信号端末回線接続インタフェース	協定事業者が光信号端末回線接続する時に適用するインタフェース種別
(91) 一般光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が一般光信号中継回線接続する時に適用するインタフェース種別
(92) I P 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	協定事業者が I S P 接続用ルータにおける I P 通信網終端装置と PPPoE 方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(93) I P 通信網収容局ルータ接続インタフェース	協定事業者が収容局ルータと接続する時に適用するインタフェース種別
(94) 光信号電気信号変換装置接続インタフェース	協定事業者が光信号電気信号変換装置に接続する時に適用するインタフェース種別
(95) 削除	削除
(96) 削除	削除
(97) 削除	削除
(98) 削除	削除
(99) 削除	削除
(100) 削除	削除
(101) I P 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	協定事業者が一般中継局ルータと接続する時に適用するインタフェース種別
(102) 削除	削除
(103)セッション制御通信	SIP によるセッション制御機能を利用したエンドユーザ間等の通信
(104)C プレーン	網と網の間で呼の設定・維持・解放等に関する制御情報を扱うプレーン
(105)U プレーン	エンドユーザ間の情報転送を扱うプレーン
(106)中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別
(107) 削除	削除
(108) 削除	削除
(109) 特別光信号中継回線接続	特別光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所にて定める特別中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(110) 特別光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が特別光信号中継回線と接続する時に適用するインタフェース種別
(111) I P 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)	協定事業者が I S P 接続用ルータにおける I P 通信網終端装置と IPoE 方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(112) 付加的機能識別番号接続	番号規則別表第 2 号及び第 11 号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業者網

	から当社網に接続する形態
(113) N P S 交換機接続インタフェース	協定事業者が N P S 交換機に接続する時に適用するインタフェース種別
(114) I P 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース(音声等接続用ルータ接続インタフェース)	協定事業者が一般中継局ルータ(音声等接続用ルータ接続インタフェース)と接続する時に適用するインタフェース種別
(115) ENUM	番号解決機能を有する装置
(116) DNS	ドメイン解決機能を有する装置
(117) 中間配線架	複数の協定事業者間を物理的に接続するための専用架

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第 2 条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	技術的条件集第 2 章第 1 節、第 2 節、第 3 節、第 4 節、第 19 節、第 4 節の 2、第 4 節の 3、第 4 節の 4 に規定するところによります。
(1) - 2 MDF	技術的条件集第 2 章第 21 節に規定するところによります。
(1) - 3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第 2 章第 24 節に規定するところによります。
(1) - 4 削除	削除
(2) 端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第 2 章第 5 節の 3、第 5 節の 4 に規定するところによります。
(2) - 2 加入者交換機の他事業者設置スプリッタ側	技術的条件集第 2 章第 23 節に規定するところによります。
(2) - 3 削除	削除
(3) 削除	削除
(4) 削除	削除
(4) - 2 一般中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第 2 章第 25 節に規定するところによります。
(4) - 3 特別中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第 2 章第 25 節の 2 に規定するところによります。
(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第 2 章第 16 節、第 16 節の 2、第 19 節に規定するところによります。
(5) - 2 削除	削除
(5) - 3 中継局イーサネットスイッチ	技術的条件集第 2 章第 31 節に規定するところによります。

(6) 削除	削除
(7) I S P 接続用ルータ	技術的条件集第 2 章第 26 節、第 26 節の 2 に規定するところによります。
(7) - 2 一般中継局ルータ	技術的条件集第 2 章第 29 節に規定するところによります。 I P 音声相互接続用の通信用建物として当社が定める建物において接続する場合は、技術的条件集第 2 章第 29 節の 2 に規定するところによります。その他の場合は、技術的条件集第 2 章第 29 節に規定するところによります。
(7) - 3 削除	削除
(8) 収容局ルータ	技術的条件集第 2 章第 27 節に規定するところによります。

2 前項の規定に関わらず当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合の本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第 2 章第 4 節の 3 に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第 2 章、第 8 節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の 2、第 18 節、第 18 節の 2、第 25 節の 2、第 26 節、第 26 節の 2、第 27 節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。
(1) - 3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第 2 章第 24 節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第 2 章第 8 節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の 2、第 18 節、第 18 節の 2、第 26 節、第 27 節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。
(4) - 2 一般中継光主配線盤の他事業者側端子	一般光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第 2 章第 25 節に、一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第 2 章第 8 節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の 2、第 18 節、第 18 節の 2、第 25 節の 2、第 26 節、第 27 節に規定するところによります。 また、一般光信号中継回線の技術的条件と一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。

(相互接続呼の接続条件)

第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。

2 利用可能な当社の付加サービスに関わる利用条件は技術的条件集別表2に示すとおりとします。

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表22のとおりとします。

4 当社網が提供する接続条件の中で本則第13条(事前調査の回答)第3項の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表20、技術的条件集別表21.2、技術的条件集別表34.2、技術的条件集別表35.2及び技術的条件集別表36.2のとおりとします。

5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に收容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(1Gbit/s/10Gbit/s/100Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り)に收容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。

なお、番号情報データベース接続インタフェースについては、技術的条件集第2章第19節に規定するところによります。

注) NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。

NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。